

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税について

「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（平成30年政令第121号）の公布に伴い、平成30年3月31日から平成35年3月30日までの間、下記対象貨物に対する不当廉売関税が課されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1 対象貨物

関税定率法別表第7307.93号に掲げる継手（突合せ溶接式ののものに限る。第三条第一項及び第二項において単に「継手」という。）のうち炭素鋼製のもの（同表第七二類の注1(d)の鋼を材料として製造されたものうち、同表第七二類の注1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。同条第三項において「炭素鋼製突合せ溶接式継手」という。）

2 対象国

大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とするもの

3 不当廉売関税率

貨物の原産地	不当廉売関税率
大韓民国	69.2%
大韓民国（政令で定められた生産者により生産されたもの）	41.8%
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）	57.3%

4 適用期間

平成30年3月31日から平成35年3月30日までに輸入されるもの

5 その他

- ・システムを利用して行う輸入（納税）申告について

不当廉売関税が課される貨物に係る輸入（納税）申告の際は、「内国消費税等種別コード」欄に以下のコードを入力願います。

貨物の原産地	NACCS用コード	適用税率
大韓民国	S008001	69.2%
大韓民国産(政令で定められた生産者により生産されたもの)	S008002	41.8%
中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)	S008003	57.3%

本件に関する問い合わせ先

門司税関業務部統括審査官（通関総括第2部門担当）

TEL 050-3530-8401